

令和3年 第8回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年3月25日（木）

午後1時00分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第8回 八千代市選挙管理委員会会議録

1	開会時刻	午後1時00分
2	開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室
3	出席委員	委員長 周郷文雄 委員長職務代理者 廣川実
		委員 江野澤眞利子 委員 木村恵子
4	出席書記	局長 江波戸勝 副主幹 笠川浩伸
5	会議の議案	<p>第1号 ポスター掲示場の区画を定めることについて</p> <p>第2号 八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第3号 八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第4号 八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第5号 八千代市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第6号 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第7号 在外選挙人名簿から抹消することについて</p> <p>第8号 選挙長及びその職務代理者を選任することについて</p> <p>第9号 選挙管理委員会委員長の執務場所について</p> <p>第10号 投票記載所の氏名等の掲示の順序及び投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</p> <p>第11号 選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて</p> <p>第12号 選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について</p> <p>第13号 ポスター掲示場の設置場所の決定について</p> <p>第14号 選挙運動用ポスター掲示の開始日について</p> <p>第15号 国外不在者投票における不在者投票用紙の交付又は発送開始日の決定について</p> <p>第16号 直接請求のための署名収集行為禁止期間について</p> <p>協議事項 第1号 投票所入場券の交付開始日について</p>
6	閉会時刻	午後2時00分
7	公開又は非公開	公開
8	傍聴人数	0名

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第8回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、木村委員を指名します。</p> <p>議案第1号「ポスター掲示場の区画を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「ポスター掲示場の区画を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における八千代市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年八千代市条例第24号）第2条に規定するポスター掲示場の区画を次のとおり定める。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>現在のところ立候補の表明者が報道等によりますと3人であることから、ポスター掲示場の区画数を、今後の増加に対応することを踏まえまして、2段8区画とするものです。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「ポスター掲示場の区画を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第2号「八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>程を次のように制定する。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、選挙管理委員会事務局における事務処理等の手続きについて、事務効率を向上させるために、局長の専決事項等の一部を次長の専決事項等にする等の見直しを行うものでございます。</p> <p>お手元に配布しております、議案第2号参考資料の新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>改正内容といたしましては、第17条、第18条及び第20条について、現在、局長の専決事項としている副主幹以下の職員の服務及び軽易な事務について、新たに次長の専決事項として位置付けるものです。</p> <p>次に、別表第2として、公印の管守者を局長から次長に変更するものです。</p> <p>その他所要の改正といたしまして、第25条について、法制執務上、字句の接続が不適切な表現の見直しを行うものです。</p> <p>なお、交付日は令和3年3月25日とし、施行日は令和3年4月1日となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第2号「八千代市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

発言者	発 言 要 旨
	<p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行規則の一部を改正する省令が令和3年1月1日に施行され、これまで各種届出等の書類に必要であった押印について、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合は不要となりました。</p> <p>本案件につきましては、押印が求められる申請等の手続について、当該規程を公職選挙法施行規則の一部改正に準じて様式の改正を行うものです。</p> <p>改正内容といたしましては、公費負担の手続に用いる諸様式について、押印欄の削除及びそれに伴い届出書類等の真正性を確認するため、本人確認書類の提示又は提出等を求める旨の備考を追加するものです。</p> <p>お手元に配布しております、議案第3号参考資料の新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>第1号から第6号までの様式、また第15号から第17号までの様式につきましては、押印欄の削除及び備考の追加、第10号から第14号までの様式につきましては、押印欄を削除するものです。</p> <p>その他所要の改正といたしまして、第1号、第4号、第6号、第15号の様式中、「あて先」の「あて」が平仮名となっているものを漢字で「宛先」に改めるものです。</p> <p>なお、交付日は令和3年3月25日で、施行日も同日となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第4号「八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第4号「八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程を次のように制定する。</p> <p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>先ほどご審議いただき可決されました、議案第3号「八千代市議会議員及び八千代市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程の制定について」と同様、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行により、これまで各種届出等の書類に必要であった押印について、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合は不要となったことから、これに準じて本規程において押印を義務づけている条文及び様式の改正を行うものです。</p> <p>お手元に配布しております、議案第4号参考資料の新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>改正内容といたしましては、本文中において、押印を義務づけている条文を改正するものです。</p> <p>次に、押印を義務づけている様式について、押印欄の削除及びそれに伴い届出書類等の真正性を確認するため、本人確認書類の提示又は提出等を求める旨の備考を追加するものです。</p> <p>その他所要の改正といたしまして、第19号様式中、「届け出」と送り仮名を付けていたものを、「届出」に改めるものです。</p> <p>なお、交付日は令和3年3月25日で、施行日も同日となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「八千代市公職選挙法令執行規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号「八千代市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第5号「八千代市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程の制定について」八千代市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。</p> <p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本案件につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年6月1日に施行され、選挙公報の掲載文を電磁的記録によって提出することが可能となったことから改正を行うものです。</p> <p>また、先ほどの議案と同様、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行により、これまで各種届出等の書類に必要であった押印について、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合は不要となったことから、これに準じて本規程において押印を義務づけている様式の改正を行うものです。</p> <p>改正内容といたしましては、選挙公報の掲載文を電子データで提出できるよう、本文中の所要の文言及び様式の改正を行うものです。</p> <p>お手元に配布しております、議案第5号参考資料の新旧対照表を併せてご覧ください。</p> <p>第2条第2項及び第3項に所要の文言を加えるとともに、第5項を新たに追加するものです。</p> <p>次に、第3条第1項の字句の見直しと、所要の文言を追加し、同条第2項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項に所要の文言の追加等を行うものです。</p> <p>また、先ほどの議案と同様、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行により、これまで各種届出等の書類に必要であった押印について、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合は不要となったことから、これに準じて本規程において押印を義務づけている様式の改正を行うものです。</p> <p>第1号から第4号の様式については、押印欄を削り、そのうち、第1号、第3号の様式については、掲載文の通数と写真の枚数を削除するとともに、届出書類等の真正性を確認するため、本人確認書類の提示又は提出等を求める旨の備考を追加するものです。また、第4号の様式についても、届出書類等の真正性を確認するため、本人確認書類の提示又は提出等を求める旨の備考を追加するものです。</p> <p>なお、交付日は令和3年3月25日で、施行日も同日となります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「八千代市選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する規程の制定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程の制定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程の制定について」政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>本案件につきましても、先ほどの議案と同様、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令の施行により、これまで各種届出等の書類に必要であった押印について、本人確認などにより書類の真正性が確認できる場合は不要となったことから、これに準じて本規程において押印を義務づけている様式の改正を行うものです。 お手元に配布しております、議案第6号参考資料の新旧対照表を併せてご覧ください。 改正内容といたしましては、第2号、第3号の様式についての押印欄を削り、届出書類等の真正性を確認するため、本人確認書類の提示又は提出等を求める旨の備考を追加するものです。 その他所要の改正といたしまして、第2号、第3号様式中、宛先の「殿」となっているものを「宛先」に改めるものです。 なお、交付日は令和3年3月25日で、施行日も同日となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第6号「政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示に関する規程の一部を改正する規程の制定</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号「在外選挙人名簿から抹消することについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「在外選挙人名簿から抹消することについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿から抹消する者を次のとおり定める。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の11第2号の規定により、在外選挙人名簿に登録されている者が、国内の市町村において住民票が新たに作成された日後、4か月を経過するに至ったときは、抹消しなければならないとされております。 つきましては、議案の1名の方を在外選挙人名簿から抹消するものであります。 なお、令和3年第3回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数から、この抹消する者1名を除いた登録者数は、男79名、女84名、計163名となります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第7号「在外選挙人名簿から抹消することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 本日、追加議案が9件と協議事項が1件ございます。追加議案及び協議事項につきましては、お手元に配付のとおりでございます。 お諮りいたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>議案及び協議事項の追加につきましては、緊急を要しますことから、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、会議に付議されたものとして、本日の委員会日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、委員会日程に追加し、審議いたします。</p>
周郷委員長	<p>議案第8号「選挙長及びその職務代理者を選任することについて」を議題といたします。 議案第8号のうち「選挙長の選任について」は、私に関係することになります。 この場合、地方自治法第189条第2項の規定により、自己の一身に関する事件等については、その議事に参与することができないこととなっておりますので、議案第8号のうち「選挙長の選任」に限り、議長を委員長職務代理者の廣川委員にお願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>廣川委員を議長としてよろしいかお諮りいたします。 ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、廣川委員を議長と決定しました。それでは廣川委員に議長をお願いいたします。</p>
廣川委員	<p>それでは、議長として議事進行をさせていただきます。 議案第8号のうち「選挙長の選任について」を議題といたします。周郷委員長は退席願います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第8号「選挙長及びその職務代理者を選任することについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第75条第1項の規定により、各選挙ごとに選挙長を置くとされており、また、同条第3項では、当該選挙の選挙権を有する者の中から、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者を充てるとされています。</p> <p>つきましては、議案のとおり「周郷委員長」を選挙長に選任したいとするものです。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>なお、本件は、選挙期日の告示日である5月16日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
廣川委員	<p>これより、議案第8号のうち「選挙長の選任について」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし
廣川委員	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第8号のうち「選挙長の選任について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
廣川委員	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、議案第8号のうち「選挙長の選任」に関する議事は終了しましたので、議長の職を辞させていただきます。</p>
周郷委員長	廣川委員ありがとうございました。
周郷委員長	<p>次に、議案第8号のうち「選挙長の職務代理者を選任することについて」を議題といたします。本件は廣川委員に関することとなりますので、廣川委員は退席願います。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案は、先程の選挙長の選任と同様になります。</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第80条第1項の規定により、選挙長に事故があり、又は欠けた場合において、その職務を代理すべき者を当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり委員長職務代理者であります「廣川委員」を選挙長の職務代理者に選任したいとするものです。</p> <p>なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第8号のうち「選挙長の職務代理者を選任することについて」質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各委員	質疑なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第8号のうち「選挙長の職務代理者を選任することについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第9号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第9号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における本職の執務場所は、次のとおりである。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>不在者投票におきまして、委員長が不在者投票管理者となるべきものがございますので、執務場所を定めておくものです。 つきましては、選挙期間中の委員長の執務場所を市選挙管理委員会とし、選挙期日の告示日である5月16日については、立候補の届出日であるため、4階第2委員会室にいたしたいとします。</p> <p>なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第9号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第9号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序及び投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。</p>

発言者	発 言 要 旨
	事務局より説明願います。
局 長	<p>議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序及び投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第8項の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の順序並びに公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の4の規定による投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第175条第8項の規定により、期日前投票及び不在者投票の記載する場所に掲示する候補者の氏名及び党派別の掲示の順序は、告示日の立候補届出等をすべき時間が経過した後に行うくじで定めるとされております。</p> <p>また、同法施行令第49条の4の規定の規定により、記号式投票による選挙において、投票用紙に印刷する公職の候補者の氏名の順序は、同法第175条第8項のくじで定める順序によることとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、くじを行う日時及び場所を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第10号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第10号「投票記載所の氏名等の掲示の順序及び投票用紙に印刷する候補者の氏名の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第11号「選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>

発言者	発 言 要 旨
局 長	<p>議案第11号「選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における、選挙公報掲載文の掲載順序と画数を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第172条の2の規定により、条例で定めるところにより発行する選挙公報の区画数につきましては、現在のところ立候補の表明者が報道等によりますと3人であり、今後の増加に対応するためにも8人まで対応できる区画を定めたいとするものであり、1頁に2人の掲載で4頁8区画とし、その掲載順序は別紙の番号とおりにするものです。</p> <p>なお、規格につきましては、タブロイド版とし、余白が生じたときは、選挙啓発に関する事項を掲載いたします。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第11号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第11号「選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第12号「選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第12号「選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における八千代市選挙公報の発行に関する条例（昭和60年八千代市条例第25号）第4条第2項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>八千代市選挙公報の発行に関する規程第7条の規定により、選挙</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を議案のとおり定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第12号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第12号「選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第13号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第13号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における八千代市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年八千代市条例第24号）第2条に規定するポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。</p> <p>令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第144条の2第8項の規定により、条例で定めるところにより設置するポスター掲示場の設置数につきましては、同法施行令第111条の規定により、投票区ごとの面積及び名簿登録者数に応じて算出しなければならないとされております。名簿登録者数は、選挙期日の告示日の前々回となる12月の定時登録時における名簿登録者数者により算出することとなります。</p> <p>つきましては、総数277か所、その設置場所を別紙のとおり定めたいとするものです。</p> <p>なお、掲示場を設置したときは、設置場所を告示するものとされております。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第13号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第13号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第14号「選挙運動用ポスター掲示の開始日について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第14号「選挙運動用ポスター掲示の開始日について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙において、八千代市選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年八千代市条例第24号）第2条の規定により設置されるポスター掲示場に公職の候補者がポスター掲示を始めることのできる日は、令和3年5月16日である。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>選挙運動は告示日に立候補の届出が受理された後でなければ行えないこととなっております。 つきましては、議案のとおり、ポスター掲示を始めることができる日を令和3年5月16日とするものであります。 なお、本件は、あらかじめ告示しなければならないとされております。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第14号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第14号「選挙運動用ポスター掲示の開始日について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>次に、議案第15号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第15号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙において、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の告示の日の5日前とする。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>特定国外派遣組織に属する選挙人は、国外における不在者投票を行えることとなっており、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により、告示日以前に投票用紙等の交付の請求を受けた場合には、選挙管理委員会が定める日以降、直ちに投票用紙等を交付しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、県選挙管理委員会からの通知では、告示日の2日以上前が好ましいとされておりますことを踏まえ、議案のとおり、交付の開始日を選挙期日の告示日の5日前にいたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第15号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
廣川委員	<p>千葉県知事選挙における、国外不在者投票の請求件数は。</p>
書 記	<p>請求はありませんでした。</p>
江野澤委員	<p>現在の特定国外派遣組織の指定は何件でしょうか。</p>
書 記	<p>令和3年1月31日現在の指定組織は2件です。</p>
周郷委員長	<p>他に質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第15号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第16号「直接請求のための署名収集行為禁止期間について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第16号「直接請求のための署名収集行為禁止期間について」八千代市の区域において、八千代市長選挙が行われることとなったため、令和3年3月26日から令和3年5月23日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。 令和3年3月25日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>地方自治法第74条第7項及び同法施行令第92条第4項の規定等により、任期満了の日前60日に当たる日から選挙期日まで、当該選挙が行われる区域内においては、直接請求又は解職のための署名を求めることができないとされております。 つきましては、住民に対する周知徹底のために告示をいたしたいとするものです 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第16号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第16号「直接請求のための署名収集行為禁止期間について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>令和3年5月23日執行予定の八千代市長選挙における、投票所入場券の交付について、ご協議いたしたく、付議させていただきました。</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>公職選挙法施行令第31条第1項の規定により、特別の事情がない限り、選挙期日の公示又は告示の日以降できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされております。</p> <p>これまで、郵便局の配達事情により、概ね3日間を要して交付しているところですが、選挙期日の告示日の翌日から期日前投票が開始いたしますことを踏まえ、有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のため、特別な事情として選挙期日の告示日の3日前から入場券を交付いたしたいとするものです。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、協議事項第1号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。</p> <p>この他、皆さんから連絡事項等ありましたらお願いいたします。</p>
木村委員	コロナ禍における選挙について、病院やホテル等の施設に入院等している感染者等の投票は、何か特別な規定があるか。
局 長	感染者等の投票に関しては、公職選挙法上、特別な規定は設けられていないため、通常の選挙人と同様の投票制度しか利用できません。
周郷委員長	他にございませんか。
各 委 員	特になし
周郷委員長	事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。
局 長	<p>《事務局から》</p> <p>・令和3年八千代市議会第1回定例会について</p>

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第8回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。